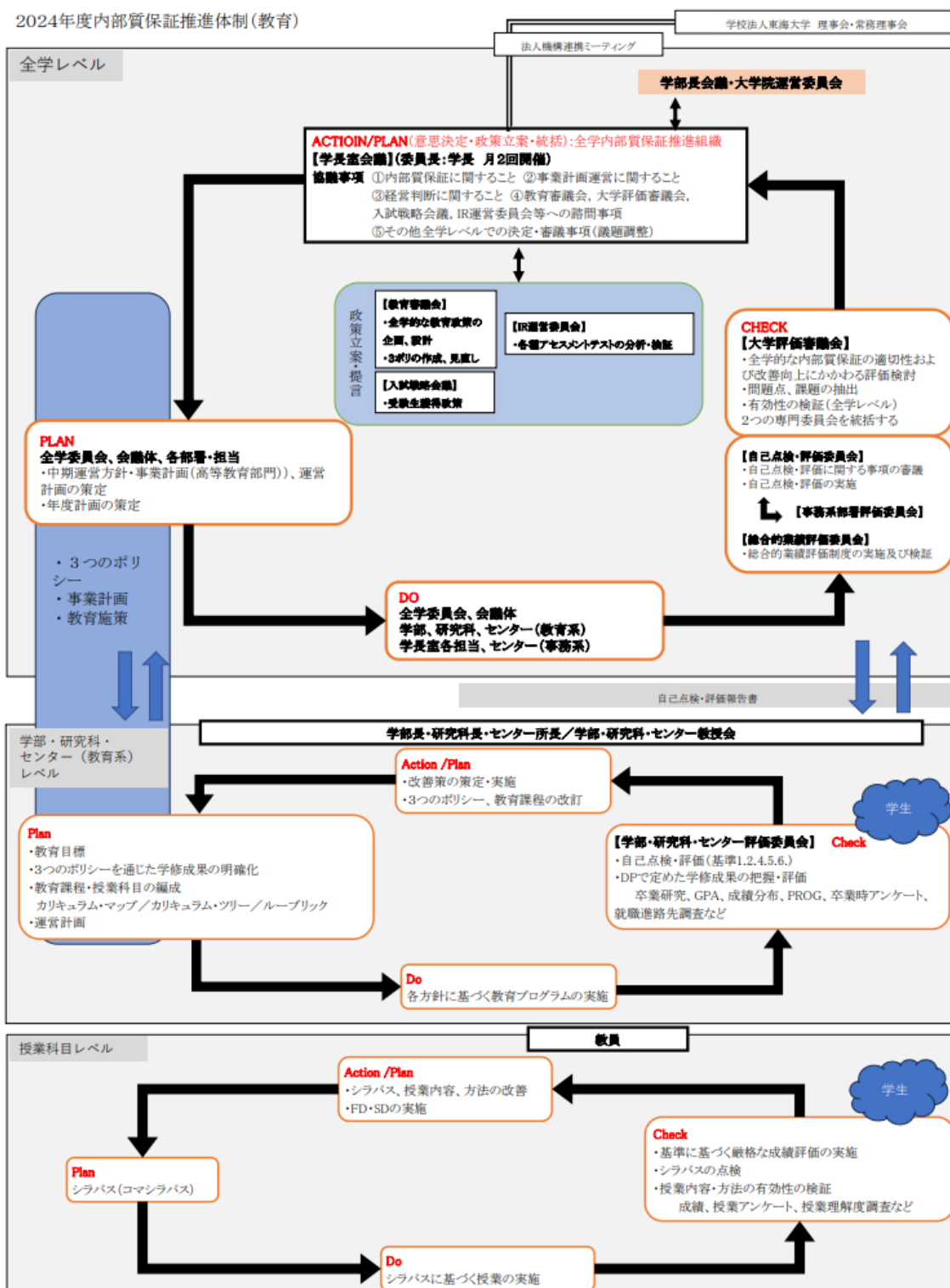


第2章 内部質保証（基本情報一覧）

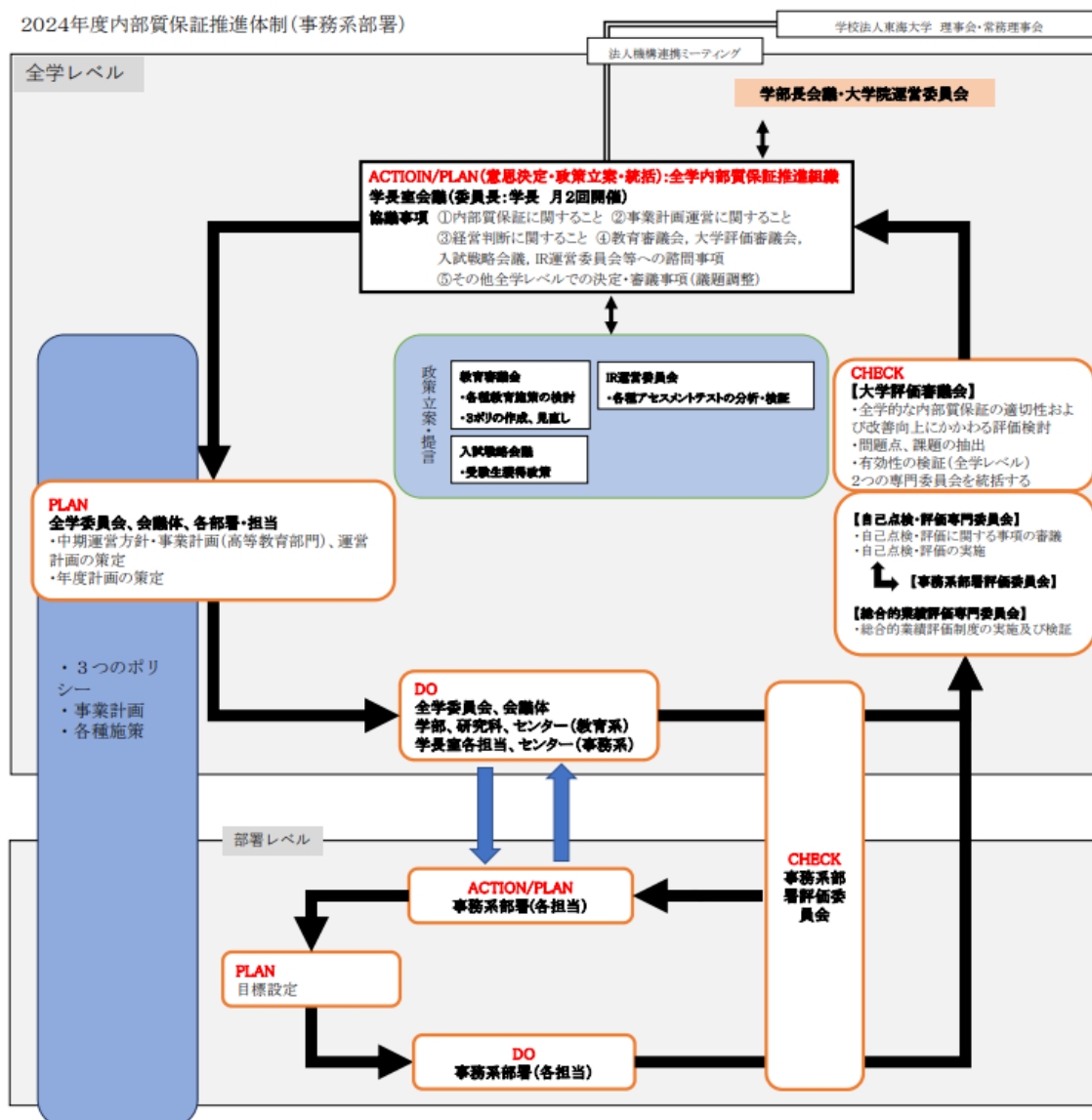
内部質保証

内部質保証の方針・手続	URL・印刷物の名称
内部質保証に関する方針	内部質保証の方針 https://www.u-tokai.ac.jp/about/hyoka/policy/
全学内部質保証推進組織の名称と所管事項	
① 東海大学学長室会議	・教育審議会、大学評価審議会、入試戦略会議、IR運営委員会等からの答申、報告、提言内容等を踏まえ、全学的な内部質保証の推進のための施策の企画立案を行う。 ・2つの専門委員会を統括し、全学の教育・研究及び組織・管理運営等の点検・評価活動に係わる基本施策の策定、実施・運営・管理に必要な事項の審議を行う。大学評価審議会は2つの専門委員会からの報告を受け、全学的な問題点、課題、改善事項を審議するとともに、全学及び研究科・学部等・事務系部署の内部質保証の適切性と改善向上にかかわる評価検討を行い、その結果を学長室会議に答申する。 ・大学・研究科・学部等に関する自己点検・評価のあり方の検討、自己点検・評価の実施、各部署から提出された自己点検・評価結果の点検・評価を行う。また、公益財団法人大学基準協会の定める認証評価基準への対応に関する事項についても審議する。自己点検・評価委員会における点検・評価の結果は、大学評価審議会に報告する。 ・大学における教育・研究・学内外活動の活性化を図ることを目的に、「東海大学総合的業績評価制度内規」に基づく総合的業績評価結果の検証、及び「東海大学総合的業績評価制度内規」の改訂に係る審議を所管する。総合的業績評価結果の検証結果と制度の改善点等は、大学評価審議会に報告する。 ・学長室会議からの諮問を受け、全学レベルでの教育理念、教育目標、3つのポリシーの策定方針、全学共通の教育課程の編成、全学的な教育の実施に係わる基本政策、学部・研究科等の教育課程相互の調整、教育内容の改善策等について審議し、審議結果を学長室会議に答申する。
② 東海大学大学評価審議会	
③ 東海大学自己点検・評価委員会	
④ 東海大学総合的業績評価委員会	
⑤ 東海大学教育審議会	
名簿（URL・印刷物の名称）	
各委員会について https://www.u-tokai.ac.jp/about/hyoka/conference/ 委員会名簿（非公開）	
備考：	

※内部質保証に係る全学的な体制を表した図を、この下に掲載してください。
《体制図》



2024年度内部質保証推進体制(事務系部署)



設置計画履行状況調査等への対応（５カ年）【*】

指 摘 区分	指摘事項	指摘 年度	改 善 状 況	改善状況に関する根拠資料（設置履行状況調査結果など）
指摘 事項 （ 改 善）	○ 教育内 容の充実等 を通じ、入学 定員未充足 の改善に努 めること。 （農学部食 生命科学科）	令和 ４年 度	農学部 食生命 科学科 の令和 ５年度 におけ る入学 定員超 過率の 平均は 0.72 倍 に改善 してい る。	東海大学農学部食生命科学科【届出】設置計画履行状況報告書 https://www.u-tokai.ac.jp/uploads/2025/02/4421b3a4de3232b574efbf6e41105845.pdf
指 摘 事項 （改 善）	○ 入学者 選抜の適切 な実施等 を通じ、収容 定員超過の 改善に努め ること。（建 築都市学部 建築学科）	令和 ５年 度	建築都 市学部 建築学 科は、 開設時 の令和 ４年度 入試に おいて 入学者 数 309 名とな り、入 学定員 （ 240 名）を 大幅に 超過し たが、 令和 5 年度入 試は入 学者数 255 名、 令和 6 年度入 試は入 学者数 250 名 とな り、令 和 6 年 度にお ける収 容定員 超過率	東海大学建築都市学部建築学科【届出】設置計画履行状況報告書 https://www.u-tokai.ac.jp/uploads/2025/02/e9e8383304c808b2c2e0a971ba421797.pdf

			の平均は 1.11 倍に改善し、対応済みである。	
備考：				

※その他、文部科学省からの勧告等に関することは、点検・評価報告書本文に記載してください。

前回の認証評価からの改善状況[*]

改善報告書 URL [※]	機関別認証評価 https://www.u-tokai.ac.jp/about/hyoka/accreditation/
改善報告書検討結果 URL [※]	機関別認証評価 https://www.u-tokai.ac.jp/about/hyoka/accreditation/
備考：	

※前回認証評価が本協会以外であった場合は、これに相当するもの。

〔専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程〕教育課程連携協議会[*]

学部・学科、研究科等名称	名簿の URL
備考：	

※関係法令：大学設置基準第 42 条の 8 条、専門職大学設置基準第 11 条、専門職大学院設置基準第 6 条の 2

※ウェブサイトで公開されている名簿において何号委員会を明記していない場合は、それがわかる資料を別途提出してください。

情報公表[*]

項目	URL
点検・評価報告書	教育研究年報/自己点検・評価報告書 https://www.u-tokai.ac.jp/about/hyoka/annual-report/
〔教育情報〕	
教育研究上の目的	基準 1
教育研究上の基本組織	教育・研究組織について https://www.u-tokai.ac.jp/about/organization/
学位授与方針	基準 4
教育課程の編成・実施方針	基準 4
学生の受け入れ方針	基準 5
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	教員組織・教員数 https://www.u-tokai.ac.jp/information/public-information/num_academics/ 教員検索 https://www.u-tokai.ac.jp/facultyguide/ 研究活動・ライセンス検索 https://www.u-tokai.ac.jp/education-research/research-promotion/search/

入学者の数、収容定員及び在学する学生の数	学生数 https://www.u-tokai.ac.jp/information/public-information/num_student/
卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況	卒業生数・就職状況 https://www.u-tokai.ac.jp/campus-life/external/data/ 卒業生・企業団体等からのアンケート結果 https://www.u-tokai.ac.jp/campus-life/support/survey/#career
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	東海大学 授業内容・計画（シラバス） https://tips-syllabus.u-tokai.ac.jp/campus/campusquare.do?flowExecutionKey=cCE9A2CBD-6C55-ADB6-3CDB-37603AA06C1F_ka7042FB6-B902-6B3F-C748-4412120F9F08
成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	東海大学学則 第7章 学修の評価及び卒業の認定 https://www.u-tokai.ac.jp/about/regulations/undergraduate/ 東海大学大学院学則 第7章 成績の評価及び課程修了の認定 https://www.u-tokai.ac.jp/about/regulations/graduate/
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	運動施設概要およびその他の学習環境 https://www.u-tokai.ac.jp/information/public-information/
授業料、入学料その他の大学が徴収する費用	学部・学科学費（2024） https://www.u-tokai.ac.jp/examination-admissions/fee/undergraduate/ 大学院学費（2024） https://www.u-tokai.ac.jp/examination-admissions/fee/graduate/
修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援	学生生活 https://www.u-tokai.ac.jp/campus-life/ 進路支援 https://www.u-tokai.ac.jp/campus-life/external/ https://www.u-tokai.ac.jp/collaboration/internal/
〔※〕専門性が求められる職業に就いている者等との協力の状況	
財務情報	事業報告書 https://www.tokai.ac.jp/information/financial_data/
備考：	

〔※〕専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程のみ

※関係法令：学校教育法第109条第1項、学校教育法施行規則第172条の2第1項及び第2項、教育職員免許法施行規則第22条の8

情報公表〔学習成果等〕

情報	ウェブサイト名称・URL
「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報	
各授業科目における到達目標の達成状況	教育研究上の目的及び養成する人材像、3つのポリシー https://www.u-tokai.ac.jp/about/philosophy-history/policy/

	教育研究上の目的及び養成する人材像、3つのポリシー（大学院） https://www.u-tokai.ac.jp/about/philosophy-history/graduate-policy/ 各達成状況について（非公開）
学位の取得状況	学位授与数または授与率 https://www.u-tokai.ac.jp/information/public-information/number-of-degrees-awarded/
学生の成長実感・満足度	各種アンケート https://www.u-tokai.ac.jp/campus-life/support/survey/
進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）	前掲「情報公表」参照
修業年限期間内に卒業する学生の割合留年率、中途退学率	基礎データ表6参照
学修時間	東海大学学則 https://www.u-tokai.ac.jp/about/regulations/undergraduate/ 大学院学則 https://www.u-tokai.ac.jp/about/regulations/graduate/
学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報	
入学者選抜の状況	過去入試結果 https://www.u-tokai.ac.jp/examination-admissions/examination-system/result-apply/
教員一人あたりの学生数	基礎データ表1参照
学事暦の柔軟化の状況	後掲「授業期間及び単位計算」参照
履修登録単位の登録上限の状況	後掲「履修登録単位数の上限」表参照
授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）	前掲「基本資料」表参照
早期卒業や大学院への飛び入学の状況	該当情報について（非公開）
FD・SDの実施状況	FD・SD活動 https://www.u-tokai.ac.jp/education-research/improvement/
備考：	

※関係資料：教学マネジメント指針（中央教育審議会大学分科会）別紙3

情報公表〔教職課程〕

項目	URL
教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること	https://www.u-tokai.ac.jp/education-research/teacher_training/
教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること	https://www.u-tokai.ac.jp/education-research/teacher_training/
教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること	https://www.u-tokai.ac.jp/education-research/teacher_training/

卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること	https://www.u-tokai.ac.jp/education-research/teacher_training/
卒業者の教員への就職の状況に関すること	https://www.u-tokai.ac.jp/education-research/teacher_training/
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	https://www.u-tokai.ac.jp/education-research/teacher_training/
備考：	

※関係法令：教育職員免許法施行規則第 22 条の 6

[第2章] 内部質保証

2.1. 現状説明

2.1.1. 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ① 内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ③ 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学では、「建学の精神」に基づく理念・目的を実現するため、内部質保証に関する大学の基本的な考え方を「内部質保証に関する方針」として定め、本学オフィシャルホームページで公表している（根拠資料 2-1、2【ウェブ】）。本学では、2020 年 12 月に制定した本方針に基づき内部質保証を推進してきたが、2023 年度の前半に大学評価審議会と 3 つの専門委員会の役割分担が明確ではないという課題が明らかになったため、大学評価審議会で審議し、2023 年 10 月に改訂を行った。しかし、「全学レベル」、「学部・研究科・センター（教育系）レベル」および「事務系部署レベル」、「授業科目レベル」の階層化を明示出来ていないといった、さらに残された課題があることが 2023 年度の自己点検・評価を通じて明らかになったため、内部質保証に関する方針と内部質保証体制図の改訂の検討を進め、2024 年度に再改訂を実施した（根拠資料 2-1、3）。

「内部質保証に関する方針」では、まず「1. 基本方針」として、本学の建学の精神に基づく理念・目的を実現するために、自己点検・評価と PDCA サイクルを機軸とする内部質保証システムを構築し、十分にこれを機能させることにより、恒常的・継続的に大学教育の質の保証及び改善に取り組むと述べている。そのうえで、（1）自己点検・評価は毎年度、部局別および自己点検・評価項目別に実施すること、（2）学外者による外部評価を導入し、自己点検・評価の客観性・妥当性の確保につとめること、（3）自己点検・評価の客観性・妥当性の確保のために、教育研究及び教学等に関わる情報を集積し、IR による分析・評価等を行うこと、（4）点検・評価結果は学外へ公表すること、（5）PDCA サイクルの実質化のため、自己点検・評価及び外部評価等結果の当該部局へのフィードバック、FD・SD 研究会等を通じて PDCA サイクルが内部質保証に果たす役割の重要性を全教職員に認識させること、（6）PDCA サイクルを 3 つの階層、すなわち「全学レベル」、「学部・研究科・センター（教育系）レベル」および「事務系部署レベル」、「授業科目レベル」の 3 階層に分け、全学レベルの責任主体は学長、学部・研究科・センター（教育系）

レベルは学部・研究科・センター（教育系）の長及び教授会、事務系部署レベルは部署の長、授業科目レベルでは各教員とすることを明示している。（根拠資料 2-3）

「内部質保証に関する方針」の「2. 組織体制」では、学長のガバナンスのもと、内部質保証にかかわる適切な内部統制組織を構築するものとして、次のように各組織の役割を定めている。

（1）では、全学的組織として、①学長室会議、②大学評価審議会、②-1 自己点検・評価委員会、②-2 総合的業績評価委員会、③教育審議会（以下、教育審議会）のそれぞれの役割を明示している。（根拠資料 2-3）

2024 年度からの大きな変更点としては、まず、学長を議長とする学長室会議を新設し、全学内部質保証推進組織の役割を大学評価審議会から学長室会議へと移した（根拠資料 2-4）。次に大学評価審議会の下に置く専門委員会のうち、自己点検・評価委員会と役割が重複する部分があった内部質保証推進委員会を廃止し、内部質保証推進委員会が担っていた役割は学長室会議と自己点検・評価委員会へ移行して、自己点検・評価委員会の下部に事務系部署評価委員会を設置した（根拠資料 2-5）。さらに、内部質保証における教育審議会の役割についても明示している。また、3つのポリシーに関する役割も整理することで、教育審議会が3つのポリシーの策定・改訂に係わる事項を審議し、策定された3つのポリシーに従った教育活動の実施及び成果の点検・評価は大学評価審議会が担当することとした（根拠資料 2-1）。

それぞれの組織の役割は次の表の通りである。

内部質保証における全学的組織の役割（内部質保証に関する方針、2、（1）より）

① 学長室会議		● 全学的内部質保証推進組織 ● 教育審議会、大学評価審議会、入試戦略会議、I R 運営委員会等からの答申、報告、提言内容等を踏まえた全学的な内部質保証の推進のための施策の企画立案
② 大学評価審議会		● 全学の教育・研究及び組織・管理運営等の点検・評価活動に係わる基本施策の策定、実施・運営・管理に必要な事項の審議 ● 2つの専門委員会からの報告を受け、全学的な問題点、課題、改善事項の審議 ● 全学及び学部・研究科・センター（教育系）・事務系部署の内部質保証の適切性と改善向上にかかわる評価検討を行い、結果を学長室会議へ答申
専門委員会	1 自己点検・評価委員会	● 大学・学部・研究科・センター（教育系）に関する自己点検・評価のあり方の検討、自己点検・評価の実施、各部署から提出された自己点検・評価結果の点検・評価 ● 認証評価基準への対応に関する事項の審議
	2 総合的業績評価委員会	● 「東海大学総合的業績評価制度内規」に基づく業績評価結果の検証および同内規の改訂に係る審議
③ 教育審議会		● 全学レベルでの教育理念、教育目標、3つのポリシーの

	策定方針、全学共通の教育課程の編成、全学的な教育の実施に係わる基本政策、学部・研究科・センター（教育系）の教育課程相互の調整、教育内容の改善策等の審議
--	---

次に（２）では、研究科及び学部等組織の内部質保証について定めており、学部等の長及び教授会が主体となって組織的に推進すること、学部等組織ではそれぞれ評価委員会を設置し、毎年度自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価報告書としてまとめて大学評価審議会に報告するとしている。

最後に（３）では、事務組織における内部質保証の推進を円滑に図るため、事務系部署評価委員会を設置すること、同委員会で主に事務系部署が所管する業務の自己点検・評価を行い、評価結果を自己点検・評価委員会に報告することを明示した。

なお、以上の審議会及び委員会の権限と役割については、「東海大学学長室会議規程」「東海大学大学評価審議会規程」「東海大学自己点検・評価委員会内規」「東海大学総合的業績評価委員会内規」「東海大学事務系部署評価委員会内規」「東海大学大学院研究科評価委員会設置内規」「東海大学学部等評価委員会設置内規」「東海大学教育審議会規程」に定めている（根拠資料 2-4、6～12）。

さらに「内部質保証に関する方針」の「３．教育施策の立案・決定、実施、検証及び改善・向上（PDCAサイクル）の運用プロセス」では、PDCAサイクルを（１）全学レベル、（２）学部・研究科・センター（教育系）レベル、（３）授業科目レベルの３階層に分けて示している（根拠資料 2-1）。2023年度にはこの部分は内部質保証体制図の補足資料として記載していたが掲載場所が分かりにくく、学部等レベル、授業科目レベルでのPDCAサイクルの記述が無いという問題もあったので、2024年度の改訂時にそれらを加筆したうえで、「内部質保証に関する方針」に盛り込んだ。

（１）全学レベルのPDCAサイクルは次の通りである。教育審議会が全学的な教育政策の立案を行い、学長室会議での検討協議を経て学部長会議、大学院運営委員会において審議・報告し、決定する。また教育審議会は、３つのポリシー策定に関する基本方針を策定し、学部・研究科に３つのポリシーの策定を指示する。学部・研究科が３つのポリシーの策定・改訂を行う際には、教育審議会において全学的な観点から内容の整合性、適切性を点検し、問題があれば修正を指示する。

教育活動の実施にあたっては、学部等の教育研究組織と事務系の各部署が全学的な方針・計画に沿って確実に実施できるよう、学部長会議をはじめとする全学の委員会、会議体を通じて情報伝達・調整を図る。

教育政策の実施状況やその成果の検証については、大学評価審議会がその下の自己点検・評価委員会に指示して行う。自己点検・評価委員会からの報告をもとに、大学評価審議会では全学的な問題点・課題、内部質保証の適切性の点検・評価とその改善向上に向けた提言について審議し、結果を学長室会議に報告する。学長室会議では改善課題の優先順位や方針等を決定し、全学の委員会、会議体や各部署・担当に対して改善計画の策定を指示する。

策定された改善計画の妥当性については学長室会議において点検し、計画の実施・目標達成状況については毎年度の自己点検・評価活動において点検・評価する。

（２）学部・研究科・センター（教育系）レベルにおけるPDCAサイクルは次の通り

である。学部・研究科・センター（教育系）においては、学部等の長及び教授会が内部質保証推進の主体となる。学部・研究科・センター（教育系）では学位プログラムごとに適切な教育目標、3つのポリシーを設定し、学修成果を明示し、学修成果を達成するための教育課程・授業科目を編成し、組織的に教育プログラムを実施する。教育プログラムの実施状況や学修成果については学部等の評価委員会が適切な指標を設定して把握・評価し、それらを踏まえて自己点検・評価を行う。学部等で把握した課題、問題点は大学評価審議会に報告するとともに、学部等の長の指揮のもと改善策を策定、実施する。

（3）授業科目レベルにおけるPDCAサイクルは次の通りである。教員はシラバスに各授業の目的・学習内容、ディプロマ・ポリシー、学修成果目標、成績評価の基準・方法、各授業回の主題と位置付け等を明示し、シラバスに基づき授業を実施する。成績評価は、シラバスやルーブリックで示した基準に基づき厳格な評価を実施する。授業終了後には受講者の成績や各種アンケート結果等をもとに授業の有効性を検証し、シラバス、授業内容、方法の改善を行うとともに、FD・SDを実施する。

また2024年度には「内部質保証に関する方針」とともに、「内部質保証体制図」についても大学評価審議会で見直し、改訂を行った。

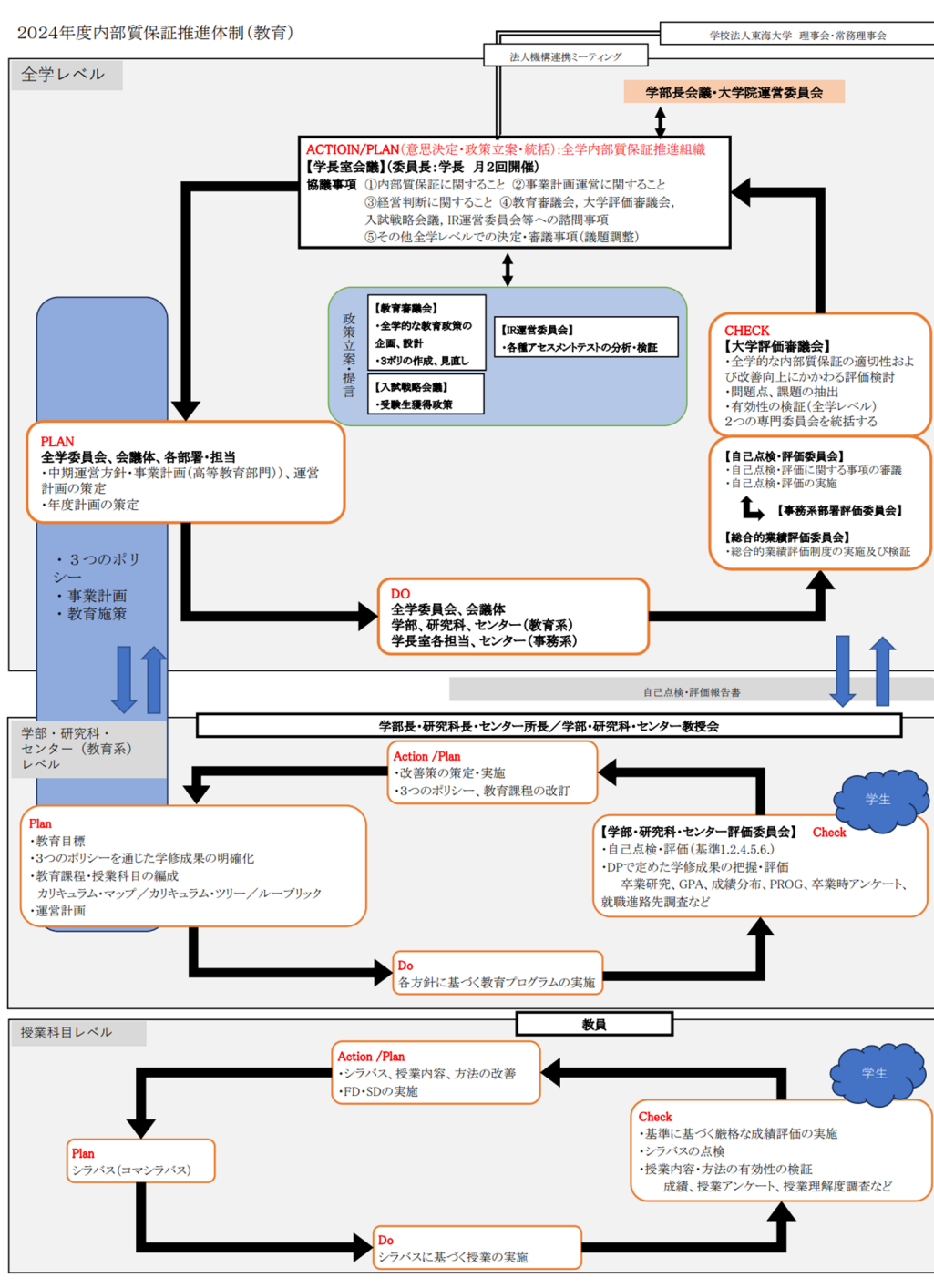
2023年度の自己点検・評価で把握した課題を踏まえ、新しい内部質保証推進体制図では、まず、教育に関するPDCAサイクルと、事務系部署の業務に関するPDCAサイクルに分けて示した。そして教育に関しては全学レベル、学部・研究科・センター（教育系）レベル、授業科目レベルの3階層のPDCAサイクルとし、事務系部署の所管業務については全学レベルと部署レベルの2階層のPDCAサイクルを示している。

全学レベルの変更点としては、大学評価審議会や教育審議会、IR運営委員会、入試戦略会議等からの報告を受けて全学的な内部質保証の推進に関する意思決定、政策立案、統括(Action/Plan)を行う組織として学長室会議を位置づけており、自己点検・評価委員会の下に事務系部署評価委員会を置き、同委員会が事務系部署の所管業務についての自己点検・評価(Check)を担うことを明示している（図は次ページと次々ページ）。

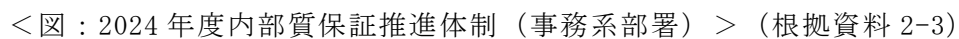
「内部質保証に関する方針」及び「内部質保証推進体制図」は、学長室会議で審議した後に、学部長会議及び大学院運営委員会に報告し、全学の教職員への共有を行っている（根拠資料 2-13、14）。さらに方針、体制図に加えてこれまでの自己点検・評価活動の結果を本学オフィシャルホームページにも掲載しており、本学の学生や学外関係者に向けて公表している（根拠資料 2-15【ウェブ】）。

以上に述べたように、本学では内部質保証に関する全学的な方針及び手続について自己点検・評価を行い、見出した課題を改善すべく2023年、2024年に改訂を行っている。2024年度には全学内部質保証の推進を担う学長室会議を設置するなど内部質保証体制の強化を図るとともに、内部質保証に関する方針、内部質保証体制図を改訂して各組織の役割とPDCAサイクルのさらなる明確化を図っており、この結果、内部質保証のための全学的な方針及び手続を適切に明示でき、それらを教職員に共有するとともに、学外への公表も行っていると評価できる。

2024年度内部質保証推進体制(教育)



< 図 : 2024 年度内部質保証推進体制 (教育) > (根拠資料 2-3)



2.1.2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

前項で述べたように、本学では、2024年度に大学全体の内部質保証体制を改訂した。

2023年度までは、大学評価審議会を全学内部質保証推進組織と位置付けていたが、2023年度の自己点検・評価を通じて、次に述べる課題が明らかとなった。

第一に、大学評価審議会の下に置いた専門委員会である自己点検・評価委員会と内部質保証推進委員会には重複する業務も多く、事務局である学長室（評価担当）の業務効率が良くないという問題があった。

第二に、大学評価審議会は全学内部質保証推進組織として、問題点・課題の抽出（Check）だけでなく、全学及び各学部・研究科等の内部質保証の推進・改善策の検討及び実施（Action）も担ってきたが、「内部質保証に関する方針」及び「内部質保証体制図」ではActionの機能が明示できておらず、教職員に伝わりにくい状況であった。

第三に、大学評価審議会からの報告結果に対し、優先順位や改善方針、担当組織を決めて改善策の立案や実施を指示する役割を担う（Check→Action）のは、学長及びそれを補佐する学長室となっていたが、決定と指示のプロセスが見えにくく、対応状況をモニタリングする機能も弱い状況であった。

以上の課題を踏まえ、2024年からは、新設した学長室会議を全学内部質保証推進組織と位置付け、Check→Actionの意思決定を明確化するとともに、内部質保証に関する方針、内部質保証推進体制図の改訂を行った。

この体制に基づき、2024年度は以下のように内部質保証に関わる活動を実施した。

<学長室会議>

学長室会議は、大学の運営に関する方策の企画立案を行う会議体である。所管事項には学部長会議・大学院運営委員会への提案事項や審議・報告事項、全学内部質保証の推進のために必要な事項、事業計画の運営に関する事項が含まれる。学長を議長とし、メンバーは学長が指名する副学長、学長補佐、学長室部長、その他の教職員によって構成されるが、議題によって出席者の変更もある（根拠資料 2-16）。

学長室会議は多様な議題が含まれるので原則として月2回開催するが、内部質保証の推進に関する議題を扱う会議は年に3～4回の開催を予定している。2024年度は、6月に第1回内部質保証に関する学長室会議を開催し、2023年度の自己点検・評価によって明らかになった問題・課題への対応方針と24年度の自己点検・評価の実施方法について議論した（根拠資料 2-17）。今年度は9月と1月にも開催する予定である。

<大学評価審議会>

大学評価審議会は、毎年度の自己点検・評価活動の基本施策を策定し、実施を統括し、自己点検・評価委員会からの報告をもとに全学的な問題点、課題、改善事項について審議を行う。

大学評価審議会のメンバーは、学長が任命する委員長を筆頭に、大学の執行部の一員として大学運営全般を統括する学長補佐、教学担当部長をはじめ、職域ごとの大学運営の実務責任者である学長室の担当部長、次長、そして教育研究組織である学部・研究科・研究所を束ねるカレッジのプロボストから構成される。また、大学の自己点検・評価の客観性を担保するため、大学評価審議会には学外から招聘した外部委員も審議に加わっている（根拠資料 2-18）。このメンバー構成により、本学が展開する多様な活動を、全学的な観点から適切に点検・評価することが可能である。

大学評価審議会では自己点検・評価結果について審議した結果、全学的な課題が明らかになり、改善策や新たな方針の策定が必要と判断した場合は、提言内容を「大学評価審議会活動報告」にまとめ、学長室会議に提出する（根拠資料 2-19）。

<自己点検・評価委員会>

自己点検・評価委員会は、大学評価審議会からの指示を受け、自己点検・評価を実施し、その結果を大学評価審議会に報告する。メンバーは評価担当部長を委員長とし、教員と職員とがともに委員として加わっている。専門分野や所属キャンパスの特性を踏まえつつ、全学的な観点から点検・評価を行えることを意図し、教員については人文社会科学系学部と理工系学部の教員及び異なるキャンパスに所属する教員、職員については大学運営の実務を担う事務系部署のうち、点検・評価項目に関係が深い担当部署の次長、課長から選出している（根拠資料 2-18）。

自己点検・評価委員会の下部に置く事務系部署評価委員会は、事務系部署が主に所管する業務について自己点検・評価を行う。メンバーは学長補佐（経理・施設設備担当）を委員長とし、基準 7～10 の点検・評価項目にかかわる事務系部署の部長、課長から選出している（根拠資料 2-18）。

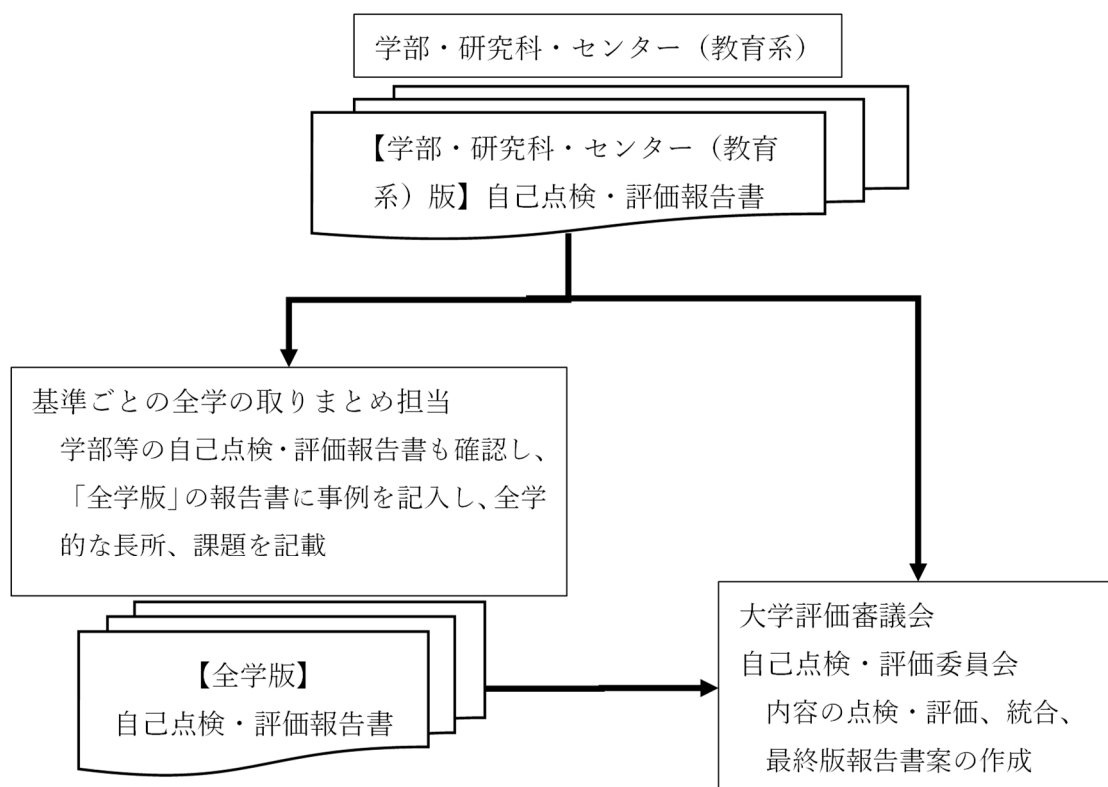
<学部・研究科・センター（教育系）評価委員会>

学部・研究科・センター（教育系）評価委員会は、学部等評価委員会設置内規、大学院研究科評価委員会設置内規（根拠資料 2-10、11）にて、それぞれ、“本委員会は、東海大学大学評価審議会からの指示を受け、本学における内部質保証の推進を図るため、学部等において必要な事項の検討・点検・評価活動を行い、その結果を自己点検・評価報告書としてまとめ、大学評価審議会に報告することを目的とする。”と定められている。

学部・研究科・センター（教育系）評価委員会委員長は、学部長、大学院研究科長、所長が指名し、委員は、委員長が指名するものとしている。評価委員会は、部署内で自己点検・評価を行い、その結果を大学評価審議会へと報告すると同時に、学部、研究科、センター（教育系）の内部質保証活動の中心的委員会として活動している。

以上の体制のもと、2024 年度の自己点検・評価は、次の手順で実施した（以下は今後の予定も含んでいる）。

本学では、大きく 2 つの種類に分けて自己点検・評価報告書を作成し、それを最終的に統合するという手順で自己点検・評価を実施している。



<図：2024 年度自己点検・評価報告書の作成フロー（概念図）>

まず、大学評価審議会の指示を受けて、学部・研究科・センター（教育系）の長は、それぞれの組織における自己点検・評価を実施し、その結果を「自己点検・評価報告書（学部・研究科・センター（教育系）」にまとめ、大学評価審議会に提出する。

並行して、大学評価審議会は、全学的な観点からの自己点検・評価について基準ごとに取りまとめ担当を決め、自己点検・評価報告書の作成を指示する。2024 年度の自己点検・評価では、基準 1～6、8～10 は学長室の各担当（質保証、評価、教学、教育支援、入試、人事、施設設備、研究推進、情報、図書館、国際、総務、経理、健康推進）、基準 7 はキャンパスライフセンターが取りまとめ担当となり、自己点検・評価を行い、「自己点検・評価報告書（全学）」を作成する。

学部・研究科・センター（教育系）および全学の取りまとめ担当から「自己点検・評価報告書」が提出されると、大学評価審議会は、それらの報告書の点検・評価を自己点検・評価委員会と事務系部署評価委員会に指示する。自己点検・評価委員会では、学部・研究科・センター（教育系）から提出された報告書と、全学版報告書の基準 1～6 についての点検・評価を行う。全学版報告書のうち基準 7～10 については、2024 年度から設置した事務系部署評価委員会ですべて点検・評価し、その結果を自己点検・評価委員会に報告する。

自己点検・評価委員会では、提出された学部・研究科・センター（教育系）の自己点検・評価報告書と全学版の自己点検・評価報告書の内容を統合する。そして個々の学部・研究科・センター（教育系）や事務系の各担当に対してフィードバックすべき事項と、全学的な観点

から見た長所・特色や課題・問題点について議論する。

以上のプロセスを経て最終的な自己点検・評価報告書の原案を作成し、結果をまとめて大学評価審議会に報告する。

<総合的業績評価委員会>

総合的業績評価委員会は、医学部を除く全学の総合的業績評価制度に関する審議を行う（根拠資料 2-8、20）。

内部質保証体制において総合的業績評価制度は、教員の質を担保する制度として寄与している。総合的業績評価制度は、総合的業績評価制度内規第2条において、“総合的業績評価は、教員の教育活動、研究活動及び学内外活動における優れた業績を積極的かつ多面的に評価し、もって個人の活動及び研究科、学部、センター又は付置研究所（以下「学部等」という。）の組織の活性化を促すことを目的とする。”と定められている。

総合的業績評価制度は、教員の研究・教育・学内外活動における優れた業績を積極的かつ多面的に評価する。総合的業績評価における評価項目は多岐にわたるが、各教員の授業における工夫やFD活動への参加も含まれる。教員の研究・教育・社会連携等に関する活動業績向上を大学として促進することを意図して、総合的業績評価の結果は教員本人及び所属長に開示するとともに、昇格等の審査における参考資料としても用いている。総合的業績評価を毎年実施することで、各教員および教員組織としての教育・研究・学内外活動の活性化と質向上が期待できる。教員の質を担保することにより、教育の質保証のひとつの方策として内部質保証体制に寄与している。

総合的業績評価委員会委員長は学長が指名し、委員は学長と協議の上、大学評価審議会委員長が指名する者としている。2024年度の総合的業績評価委員会は、情報担当部長を委員長とし、教員および教員人事の担当課長が委員となっている。教員については人文社会科学系学部と理工系学部の教員及び異なるキャンパスに所属する教員をバランスよく任命することで、教員の専門分野の多様性や所属キャンパスの地域性を考慮に入れた公正な総合的業績評価が行えるメンバー構成としている（根拠資料 2-18）。

総合的業績評価委員会は、毎年度実施する総合的業績評価の結果を検証し、制度自体の評価及び改訂案を審議し、その結果を大学評価審議会に報告する。2024年度の総合的業績評価委員会は、6月に実施した2023年度総合的業績評価結果の確認を行った。今後、将来に向けて制度やシステムのシンプル化、効率化についての意見交換を行う予定である。

<大学教育審議会>

教育政策に関する企画および改善策の策定(Plan、Action)を担うのは教育審議会である。同審議会は、教育理念及び教育目標の策定や点検・評価、3つのポリシーの点検・評価、全学共通の教育課程、学部・学科の教育課程相互の調整、教育内容の改善策等に関する事項について審議し、学長に答申する（根拠資料 2-12）。

同審議会の委員長と委員は、学長が任命する。2024年度は学長室部長（教育改革担当）が委員長となり、委員は札幌・静岡・熊本のキャンパス長、キャンパスライフセンター所長、学長室部長から構成される（根拠資料 2-21）。

2024年度には同審議会の下に部会を設置し、部会において2026年度カリキュラムの編成

方針の策定、学生生活に関する各種制度の改革、ワークスタディ奨学生の体験業務の範囲の見直しについて検討して、9月中には原案を作成、答申内容について教育審議会で審議、決定する予定である（根拠資料 2-21）。

以上のように本学では、2023 年度の自己点検・評価結果を踏まえて 2024 年度に全学的な内部質保証体制を改定した。新設した学長室会議の決定・統括のもとで全学的な内部質保証の推進を行うことが明確になった。規程についても改訂し、本項で言及した組織については概ね整合がとれた規程となっていると評価できる。なお自己点検・評価委員会とその下に設置した事務系部署評価委員会の連携がうまくとれるかどうかについては、2024 年度の自己点検・評価報告書の作成プロセスを一通り完了してから、検証する予定である（根拠資料 2-22）。

2. 1. 3. 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点 2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
評価の視点 3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の P D C A サイクルを機能させる取り組み
評価の視点 4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点 5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点 6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点 7：点検・評価における客観性、妥当性の確保
【教職課程】：教職課程に関する点検・評価の実施状況

< 3 つのポリシーの基本方針と修正 >

本学では、大学全体・大学院全体、および学位プログラム（基本的に学科・研究科）ごとに、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの 3 つのポリシーを策定している。3 つのポリシーの策定（改訂）時は、教育審議会が、「3 つのポリシー策定の基本方針（学部・大学院版）」を作成し、それぞれのポリシーの定義と役割、ポリシーに含めるべき内容、策定にあたっての留意事項、全学統一の書式等を明示し、学部・研究科に対して 3 つのポリシー策定の指示を行ってきた（根拠資料 1-10、11、2-23、24）。

学科ごとのディプロマ・ポリシーについては、策定の基本方針として、育成すべき人材養成像や獲得すべき能力を明確にし、そうした人材を輩出するという目的を達成するために、「何ができるようになるのか」に力点を置き、「どのような学修成果を達成すれば卒業を認定し学位を授与するのか」という方針をできる限り具体的に示すことや、学生の進路先等の社会における顕在・潜在ニーズも十分踏まえた上で策定することを求めている。また学科（学位プログラム）ごとに各学問・教育内容に即した具体的な知識・技術を、「知識・理解」、

「汎用的技能」、「態度・志向性」の3領域に分けて記述することとしている。

なお、2024 年度から学長室会議が全学内部質保証推進組織として新設されたので、3つのポリシー策定についての学部等への指示については、学長室会議の議を経て行うことにする。

指示を受けた学部・研究科は、現状の3つのポリシーを修正する場合は、教育審議会に修正案を提出する。教育審議会では、大学全体レベルのポリシーとの整合性や3つのポリシー間の整合性についての点検を行い、問題があれば修正を指示する。こうして策定した3つのポリシーは、本学オフィシャルホームページで公表するとともに、学部要覧、大学院要覧に記載している。ただ、2023 年度版の大学院要覧では、アドミッション・ポリシーが掲載されていない研究科もあったので、掲載の要否について教育審議会とも相談する必要がある。

3つのポリシーに関する役割分担は、3つのポリシーを策定・修正する際は教育審議会が改訂内容の整合性、適切性を点検し、3つのポリシーに基づいた教育活動の実施及び成果の点検・評価については、大学評価審議会が担当する。

2024 年度の認証評価における実地調査でも3つのポリシーについてかなり質問を受けたことから、ポリシー策定・改訂のプロセスや、ポリシーで定める内容の基準についてあらためて検討し、学長室会議で議論、決定し、学内に明示する必要がある。

<自己点検・評価の実施>

本学では、「内部質保証の方針」に基づき毎年度自己点検・評価を実施しており、自己点検・評価の実施にあたっては、大学基準協会が定める大学基準及び点検・評価項目の枠組みを使用している。

本学の自己点検・評価の手順は前項で記載した通りである。2024 年度の自己点検・評価の実施は、手順通りに概ね問題なく行われた。

学部・研究科・センター（教育系）における自己点検・評価活動を支援するため、大学評価審議会では、自己点検・評価報告書のフォーマットを学部用、研究科用、センター（教育系）用に分けて作成し、そのなかで自己点検・評価における注意点や補足説明などを記載している（根拠資料 2-25）。また、2023 年度の自己点検・評価報告書（学部・研究科版）から参考になりそうな記述例を抜粋し、参考資料として配布した（根拠資料 2-26）。さらに、7月の自己点検・評価の依頼時にはオンライン会議システムを用いた説明会を実施し、大学設置基準の改正の趣旨や認証評価制度の概要、本学の内部質保証体制、自己点検・評価時の留意点などについて説明している（根拠資料 2-27）。

学部・研究科・センター（教育系）における自己点検・評価は、毎年度、大学評価審議会からの指示を受けて、学部・研究科・センター（教育系）の評価委員会が中心となっており、その結果を自己点検・評価報告書に記載し、大学評価審議会に提出する（根拠資料 2-10、11）。学修成果については、在学生の単位修得状況やGPAのほか、授業についてのアンケート結果等をもとに点検・評価を行っている。教育課程や、授業内容・方法等の改善・向上については、学部・研究科ごとに設置されたFD委員会が中心となっており、毎年度のFD・SD活動計画を作成し、全学のFD・SD活動推進委員会に提出したうえで、FD活動を実施している。

また授業科目ごとのPDCAサイクルについては、各教員がポータルサイト（Tokai

Information Portal Site（本学学生・保護者向け情報サービス）から入力した授業シラバスは、所属学科等のシラバス点検担当者（教務委員、評価委員等）が、カリキュラムマップとの整合性や共通ルーブリックが掲載されているか等を確認し、承認を行っている。また本学では授業を履修した学生に対し「授業についてのアンケート」を毎学期実施しており、集計結果を学内で公表するほか、担当教員と所属学部長にフィードバックして授業改善に役立てている（根拠資料 2-28）

自己点検・評価の客観性、妥当性を確保するための方策としては、自己点検・評価委員会からの報告内容を大学評価審議会でも確認・審議し、チェックを行っている（根拠資料 2-19）。また、大学評価審議会に外部委員を招聘し、外部のステークホルダーの視点からもチェックしてもらい、その意見を毎年度作成する「大学評価審議会活動報告書」や提言に反映している（根拠資料 2-19）。

このほか、医学部医学科では「日本医学教育評価機構（JACME）」による専門分野別の評価を 2021 年度に受審し、適合と認定されている。（根拠資料 2-29【ウェブ】）。

<学部・研究科・センター（教育系）における教育のPDCAサイクルを機能させるための取り組み>

学部・研究科・センター（教育系）の内部質保証推進について全学として行っている取り組みとしては次のものがある。

第一に、大学評価審議会は、2021 年度より「教育の内部質保証マニュアル」を作成し、学部・研究科・センター（教育系）に配布している（根拠資料 2-30）。マニュアルでは、カリキュラムマップを、ディプロマ・ポリシーとカリキュラムを構成する各授業科目との関係を示すものであると位置づけたうえで、大学全体のディプロマ・ポリシーの「4つの力（12 構成要素）」のアセスメントおよび学位プログラムのディプロマ・ポリシーで身に付ける力のうち、どの力をどの授業で身に付けるのかを明確に示したカリキュラムマップの作成方法を指導している（根拠資料 2-31）。

また、カリキュラムマップで示した身に付ける力の評価基準を示す共通ルーブリック、授業単位でのPDCAサイクルを回すための授業詳細（コマ）シラバス、授業理解度調査の役割と作成方法についても説明している。なお授業科目レベルではシラバスの作成・公表、学生に対する授業アンケート調査はすでに実施している。しかし授業終了後のアンケート結果により明らかになった課題への改善対応は翌年度の授業において実施されるので、授業期間の途中での改善に結びつかないという課題は残る。そこで授業期間中での授業改善につなげる仕組みとして、授業詳細（コマ）シラバスと授業理解度調査の導入を推奨している。

2024 年度の学部等の自己点検・評価において導入状況を調査した結果、共通ルーブリックは 85.24%、授業詳細（コマ）シラバスは 41.85%、授業理解度調査は 34.42%であり、2023 年度より導入率が向上している。

第二に、本学では全学部の学生が学部 1 年次と 3 年次にアセスメントテスト（ジェネラルスキルテスト）を受験している。このテストの目的は、学生本人が自らの強みや課題を認識し学修への動機づけを行うことと、大学及び学部等が組織として学修成果を把握することである。アセスメントテスト結果については、学生本人に開示するとともに、結果を今後の学生生活や就職活動にどう活かすかについての説明会を開いている。また、学部のカリキュ

ラム等の自己点検・評価や教育改善等の指標とするため、全体傾向報告書及び学部別の報告書を作成し、学部教授会等での報告会開催等を通じてフィードバックを行っている（根拠資料 2-31）。

第三に、学部等における学修成果の把握に資するデータを、東海大学 I R 運営委員会と学長室（評価担当 I R チーム）が作成し、提供している。2023 年度までは、学生のアセスメントテストのスコアと入試種別の相関関係をグラフ化し、学部等に提供してきた（根拠資料 2-32）。2024 年度は、昨年度の大学評価審議会からの提言（（3）教育政策立案・学修成果の測定・志願者確保を目的とした I R 機能の確立）を踏まえて、東海大学 I R 運営委員会において、どのような指標についてデータを収集し、学部等に提供すべきか検討を続けている途中である。8 月時点では学部等での自己点検・評価を支援する方策の一つとして、学生の G P A 分布、アセスメントテストのスコアの 1 年次・3 年次比較グラフを学科ごとに分けて作成し、「学修成果可視化の資料」として学部等に提供した（根拠資料 2-32）。

<点検・評価結果に基づく教育改善の取り組み：学部等の例>

点検・評価結果に基づく教育改善の取り組みについて、以下、国際文化学部の例を記載する。

国際文化学部は、学部独自に実施している学生と教員双方によるディプロマ・ポリシーアセスメント、授業アンケート調査、F D 学生モニターミーティングを通じて、内部質保証システムの有効性について点検を行い、その点検結果を年に 2 回教授会終了後に開催する「教育内部質保証・F D 研修会」において本学部の専任・特任教員に共有している（根拠資料 2-33、34）。

この教育内部質保証・F D 研修会で共有した情報を踏まえ、「循環的・累積的改善」を実現するために、国際文化学部では、2024 年度より、本学部所属の専任・特任教員全員に対し、「Teaching Outcome Assessment Survey（T O A S）」の提出を必須化した。この T O A S では、授業における Plan（コマシラバス等による各回授業の到達・達成すべき目標の明示と受講生との共有）、Do（目標到達・達成を目指した授業の実践）、Check（授業理解度調査等による授業の目標到達・達成の確認と理解度に課題がある項目の抽出）、Action（特に理解度が低かった項目に対する補充措置）を行っているかを確認し、各回授業の P D C A サイクルを踏まえたシラバスの改訂計画やカリキュラム改訂に向けた改善点を確認している（根拠資料 2-35 【ウェブ】）。T O A S の提出期限は、本年度末の 2025 年 3 月 31 日であるが、2024 年 8 月 15 日現在では 8 名の教員が T O A S を提出している（根拠資料 2-34 p. 21）。当該 8 名の教員中 6 名が各回授業の到達目標を設定しており、5 名の教員は各回授業の理解度確認を行っているとの回答であった（根拠資料 2-34 p. 21）。また、当該教員からは、授業の到達目標設定や授業の到達度確認の効果についても貴重な回答が得られた（根拠資料 2-34 p. 21-23）。さらに、各回授業の P D C A サイクルに基づく改善結果を踏まえ、次開講期のシラバス改善やカリキュラム改訂時における開講授業の見直しを考えている教員もみられた（根拠資料 2-34 p. 24）。T O A S の実施期間中ではあるものの、当該調査の結果から、各回授業の改善結果を授業開講期・カリキュラム運用期間という中長期の改善へとつなげることを意識している教員もみられることから、本学部が目指す「循環的・累積的改善」による教育内部質保証の成果が萌芽していることもわかった。

以上のように、国際文化学部では自己点検・評価の結果を教育の改善・向上に結びつける取り組みを行っている。

学部・研究科における内部質保証については、2023 年度の自己点検・評価によって課題が明らかになった。具体的には、各学部・研究科の評価委員会による自己点検・評価の結果を教育の改善・向上に結びつけるための運用プロセスが明確でなく、自己点検・評価をしただけになっている学部・研究科が散見された。そこで、該当する各学部・研究科に対するフィードバックの中で問題点を指摘し、次年度に向けて改善のための検討を進めるよう求めた（根拠資料 2-36）。

2024 年度は、学長室会議での協議を経て、学部長会議および大学院運営委員会において、各学部・研究科・センター（教育系）の長に対し、「カリキュラム運営全体の点検評価と 3 つのポリシーの見直しを行う体制と方法について」を各組織で検討し、学長室（質保証担当）宛にそれを文書で提出するように依頼した（根拠資料 2-37）。この依頼を受けて 6 月末までに提出された報告書を学長室で点検したところ、全ての学部・研究科・センター（教育系）において体制が構築されたことが確認できた（根拠資料 2-38）。

さらに、学部・研究科・センター（教育系）から 9 月に提出された 2024 年度の自己点検・評価報告書の内容を自己点検・評価委員会で点検したところ、以下の結果になった。

25 学部、17 研究科を、複数名の委員で点検した。内容については、学部・研究科間の差が大きく、一概に“こういった傾向がある”とは言えないが、学生の意見を取り入れた授業運営を試みている学部や、学部の教育目標の達成状況を測定し、教育改善に活かしている学部も見られた。

学部、研究科とも内部質保証サイクルや、学修成果の測定に関しては、やや弱い面が見られ、また TA 等の指導補助者についての取り組みが出来ていない。

○認証評価機関による指摘事項への対応

2017 年度に受審した大学基準協会による機関別認証評価で、本学は改善勧告 1 項目と努力課題 5 項目の指摘を受けた。この指摘事項のうち、改善勧告であった入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率が低い学部については、社会のニーズの変化、専門分野の動向、キャンパスの所在する地域特性等を踏まえて学部の改組を検討し、2022 年度に改組することによって改善を図った。努力課題のうち 3 つのポリシーが未策定、または内容が不十分であった学部学科、研究科については策定・改訂を行い、全ての学部学科・研究科の 3 つのポリシーを本学オフィシャルホームページで公表している。また研究指導計画を学生に明示していなかった研究科については、明示するようにした。在籍学生数比率が超過していた医学部医学科については適切な管理ができるようになった。一方、在籍学生数比率が低い研究科については、各研究科で進学者数増加の取り組みを継続している。以上の改善状況をまとめた改善報告書を 2021 年 7 月に大学基準協会に提出しており、大学基準協会から 2022 年 4 月に改善報告書検討結果についてのフィードバックを受けている。これに伴い、引き続き改善を求められた事項については、「改善報告書検討結果」の通り対応している（根拠資料 2-39）。

2024 年度に受審した大学認証評価については、2025 年 3 月に評価結果を受け取る予定である。改善課題等の指摘事項については、大学評価審議会で確認、学長に報告したうえで学部長会議と本学オフィシャルホームページを通じて全学的に情報を共有することを予定している（2025 年 3 月もしくは 4 月）。また、指摘事項への対応について、大学評価審議会が学長室会議へ報告し、各部局に対応策の検討と実施を指示する予定である（2025 年 5 月予定）。

○設置計画履行状況等調査

文部科学省からの「設置計画履行状況報告書」などの指摘事項については学長室から該当する学部・研究科等に履行状況の報告を求め、その結果をまとめた「設置計画履行状況報告書」を本学オフィシャルホームページで公表している（根拠資料 2-40【ウェブ】）。

具体的な事例として、児童教育学部は複数の資格（幼稚園教諭、小学校教諭、保育士）の取得が可能であり、学生に分かりやすい履修モデルの構築及び希望する実習ができなかった学生への適切なフォローの実施について文部科学省からの意見（学部設置時に付された遵守事項）が付された。児童教育学部は、修正した履修モデル案及び希望する実習ができなかった場合に想定されるケースごとの対応案を作成し、学長室と確認したうえで学生指導に使用し、教育の改善・向上につながっている（根拠資料 2-41）。

○会計検査院における実地検査における指摘事項への対応

本学は 2021 年 11 月 8 日から 12 日までの 5 日間、令和元年度・令和 2 年度私立大学等経常費補助金、平成 28 年度～令和 2 年度私立学校施設整備費補助金・私立大学等研究設備整備費等補助金・科学研究費助成事業を対象として、会計検査院による実地検査を受検した。検査の結果、不当とされた事項はなかった。

【教職課程に関する点検・評価の実施状況】

教育職員免許法施行規則第 22 条 8 に定められた教職課程に関する自己点検・評価は、本学では「教職課程に関する自己点検・評価の実施方針」（以下、「実施方針」とする）に基づき、PDCA サイクルの一環として恒常的にこれを実施し、4 年毎に報告書を作成することとしている（根拠資料 2-42）。「実施方針」に基づき実施した 2022 年度の教職課程に関する自己点検・評価報告書は、本学オフィシャルホームページで公開している（根拠資料 2-43【ウェブ】）。

なお、2024 年度から、資格教育センターにおいても、大学の質保証体制の一環として実施する自己点検・評価を行なうこととなった。そのため、「実施方針」において恒常的に実施することとしている報告書作成対象年度以外の教職課程に関する自己点検・評価は、児童教育学部及び資格教育センターの自己点検・評価をもって充てることとする。文部科学省による「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」において、「大学全体として効率的な自己点検・評価を行う観点から、教職課程の自己点検・評価について、学校教育法に基づく自己点検・評価と可能な限り項目を一致させることや、評価の実施時期を合わせるなど、一体的に行うことが考えられる」とされていることから、このような対応は妥当な対応である（根拠資料 2-44）。また、これに伴い、2024 年

度に「実施方針」の改訂を予定している（根拠資料 2-45）。

以上のように、2024 年度の自己点検・評価活動を通じて明らかになった内部質保証の現状と課題については、年度末に「大学評価審議会活動報告書」として取りまとめ、学長室会議へ報告する予定にしている。

2. 1. 4. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

【教職課程】：教職課程に関する点検・評価結果の公表状況

本学では、公正で透明性のある大学運営を行い、大学の多様な活動について社会に説明するため、以下の情報を公開している。

教育研究活動については、学校基本法施行規則第 172 条 2 に則り、各種情報を本学オフィシャルホームページにて公表している（根拠資料 2-46【ウェブ】）。その中には学部、研究科等に係る「設置申請・届出書」及び「設置計画履行状況報告書」も含まれる。また、同ページにおいて「就学支援新制度」の情報も掲示している。

教員の研究業績については、教員活動情報登録システムに登録されたデータを教員活動情報システムで公開するとともに、年度ごとに研究業績目録を作成し、『東海大学教育研究年報』に収録し、本学オフィシャルホームページにおいて毎年度公開している（根拠資料 2-47【ウェブ】、48【ウェブ】）。

また、在学生を対象として卒業年度に実施する「卒業にあたってのアンケート」の実施結果も、回答者が特定されないように集計したうえで、本学オフィシャルホームページにおいて公開している（根拠資料 2-49【ウェブ】）。

毎年実施する自己点検・評価結果については、「自己点検・評価報告書（全学）」にまとめ、「東海大学教育研究年報」の第 2 部として、毎年度分を本学オフィシャルホームページで公表している（根拠資料 2-47【ウェブ】）。

また本学オフィシャルホームページの「情報の公表」から、学校法人東海大学のホームページに掲載された事業報告書へとたどれるようになっており、財産目録、賃借対照表、収支決算報告書、監事の監査報告書を公表している（根拠資料 1-27【ウェブ】、2-46【ウェブ】）。

以上の公開情報については、それぞれの業務の担当部局で情報の正確性、信頼性を精査し、更新が必要となったタイミングで随時更新している。また、本学オフィシャルホームページが様々なデバイスで見られることを想定して、それぞれのデバイス（PC やスマートフォン）に最適化された画面表示にすることにより、見やすさ、理解しやすさに配慮している。

【教職課程に関する点検・評価結果の公表状況】

教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定された教員養成の状況に関する情報として、「1. 教員養成の理念」、「2. 教員養成に係る組織図と取得できる教員免許状一覧」、「3. 教員養成に係る教員の情報（授業科目、業績、年間授業計画など）」、「4. 卒業者の教員免許状取得の状況」、「5. 卒業者の教員への就職状況」、「6. 教員養成の教育の質向上に係る主な取組」を本学オフィシャルホームページで公表し、毎年更新している。また、教育職員免許法施行規則第 22 条 8 に規定された教職課程に関する自己点検・評価を 2022 年度に実施した「2022 年度教職課程自己点検・評価報告書（全学）」は、本学オフィシャルホームページで公表している（根拠資料 2-43【ウェブ】）。

以上のことから、本学では教育研究活動等の情報を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていると評価する。

2. 1. 5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的な P D C A サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価 評価の視点 2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用 評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上
--

内部質保証システムそのものの適切性、有効性については、大学評価審議会において、自己点検・評価により明らかになった課題を改善につなげるプロセスが適切に構築・運用されているか、その結果として具体的な改善行動につながっているかという観点から、毎年度点検・評価を行っている。

2023 年度の自己点検・評価で明らかになった全学内部質保証システムに関わる課題は、大学評価審議会からの報告結果に対する対応（Check→Action）について、優先順位や改善の方向性、担当組織を決めて改善策の立案や実施を指示する役割を、学長及びそれを補佐する学長室が担うこととなっているが、決定・指示プロセスが見えにくく、対応状況をモニタリングする機能も弱いことであった。

第一に、2024 年度に学長室会議を新設し、全学内部質保証推進組織の機能を大学評価審議会から学長室会議に移行することにより、意思決定、担当部署への指示、経過のモニタリング機能を強化するように体制を改善した（根拠資料 2-3、4）。

第二に、2021 年に行われた大規模な事務組織改編に合わせて、P D C A サイクルを再構築する必要があった。そこで 2024 年度に事務系部署評価委員会を設置し、（改組によって分散した）事務系部署の所管業務の点検・評価を統括して行うことにしている。2024 年度の事務系部署評価委員会は、年度で 4 回開催することを予定している。委員は業務に精通している課長クラスを中心に構成したこともあり、昨年度より具体的な指摘が多くなされている。点検結果については、上部委員会である自己点検・評価委員会へ報告し、最終的に「大学評価審議会活動報告書」として、年度末に学長室会議へ報告される予定である。

第三に、学部・研究科レベルにおける内部質保証のプロセスが十分に整備されていないと

いう課題も 2023 年度に明らかになった。そこでまずは 2023 年度に学部・研究科に対する大学評価審議会からのフィードバックのなかで、学部、研究科における点検・評価サイクルや、根拠資料等の不備などの問題点を指摘した（根拠資料 2-50）。さらに、2024 年 6 月には学部・研究科・センター（教育系）の長に依頼し、カリキュラム全体と 3 つのポリシーの点検・評価を行う体制と方法を記載した文書を提出してもらった（根拠資料 2-48）。

このような準備を整えたうえで、9 月に提出された 2024 年度の学部・研究科・センター（教育系）の自己点検・評価報告書を自己点検・評価委員会で確認したところ、昨年度の自己点検・評価で明らかになった学部・研究科・センター（教育系）内の内部質保証体制の構築は、かなりしっかりと進んでいることが分かった。たとえば、これまで実質的には P D C A サイクルが行われていたが、体制やプロセス等を内規や文書等で明示した学部、研究科・センター（教育系）が増えており、そのことによって体制、プロセスの課題なども明らかになり、改善に結び付けることができつつある（例：法学部、人文学部など）（根拠資料 2-51、52）。

以上のように、本学では全学的な内部質保証システムそのものの適切性、有効性を毎年度点検・評価し、改善策を講じていると評価できる。

2.2. 長所・特色

本学では、2023 年度の自己点検・評価結果を踏まえて、内部質保証体制の強化を行った。2023 年度までは、大学評価審議会を全学内部質保証推進組織としていた。全学内部質保証推進組織は、自己点検・評価結果の検証を行うとともに、次へ向けた改善活動の全学的なマネジメントも担うことが主な役割となるが、大学評価審議会は P D C A サイクルのうち Check は行うものの、Check に基づく Action の部分（意思決定や改善方策の立案実施等）については、やり切れていないという現状があった。そのため、全学内部質保証推進組織として、2024 年度より新たに学長を議長とする学長室会議を設置したことで、自己点検・評価で把握した全学的な課題を、改善・向上へとつなげる意思決定と進捗管理の機能が明確になり、これまでより一層、全学的な P D C A サイクルの実質化を図ることができたと考える（根拠資料 2-3、50）。

2.3. 問題点

2023 年度で明らかになった課題、問題点については、2.1.5 で記載した通りに 2024 年度に改善を図った。2024 年度の自己点検・評価のプロセスを経て、次の 3 点について検証し、問題点を抽出した。

（1）事務系部署評価委員会が有効に機能しているか

事務系部署評価委員会は 2024 年度に設置されたが、基準 7～10 を全学的に担当する部署から委員を選出した。事務系部署評価委員会が担当する、学生支援や教育研究等環境、社会

連携・社会貢献においては、複数部署が連携して活動を行う必要があるが、現状それが出来ていない。今後に向けて、どのように連携していくかが一つの問題・課題になっている。

(2) センター（教育系）の自己点検・評価から分かったこと

2023年度までは、センター（教育系）は自己点検・評価の対象には含めていなかった。しかし、3つのポリシーは学位プログラムごとに設定することが求められており、主に教養教育を担当するセンター（教育系）も学位プログラムに含まれるため、2024年度に初めてセンター（教育系）を自己点検・評価の対象部署とした。結果、体制の未整備や質保証への取り組みが十分ではない状況を把握したため、学部、研究科と合わせて、実質的な内部質保証活動に向けて取り組んでいく必要がある。

(3) 改善策についてまだ検討中であるもの。

内部質保証サイクルを回すためには、学習成果の測定が必須となるが、測定のためにはアセスメントポリシー（プラン）の見直しと実質化が必須である。現状のアセスメントポリシー（プラン）は、各種アンケート（学生の学習時等の実態調査的なもの）も含まれ、各アセスメントテストの連携もとれていない。

今後アセスメントポリシー（プラン）の見直しと実質化にあたっては、教学IR機能の強化が必要である。

また、10月に大学基準協会による認証評価の実地調査があり、提出した本学の2023年度自己点検・評価報告書に対する質問、意見等をいただいた。一番の課題としては、全学および学位プログラム単位の3つのポリシーの策定・改訂時のプロセスが学内に明示できていないことであると考えられる。これまで、大学全体の3つのポリシーの策定・改訂は概ね4年に1度のタイミングで教育審議会が行い、学部・研究科に対しては毎年、「3つのポリシー策定の基本方針（学部・大学院版）」を教育審議会が改訂し、それに沿った策定・見直しを依頼してきた。しかし、これらのプロセスが方針等にも明示されておらず、見直しを行うスケジュールも明確に決められていなかった。この問題点に対して、大学全体と学位プログラム単位の3つのポリシーの（新規）策定、既存のポリシーの自己点検・評価から改訂までの手続、スケジュールを明確に策定し、大学内で周知する必要がある。

2.4. 全体のまとめ

本学では、2024年に内部質保証の推進に責任を負う全学的組織として学長室会議を設置し、全学的な内部質保証システムの機能強化を行った。また内部質保証にかかわる全学的組織の役割を明確化し、教育のPDCAサイクルの責任主体とプロセスを明示するために、「内部質保証に関する方針」と、「内部質保証推進体制図」も改定し、教職員および学外に対して明示した。

教育の内部質保証については、大学全体と学位プログラム（学科）ごと、大学院全体と学位プログラム（研究科または専攻）ごとに、3つのポリシーを定めており、その改訂の際には教育審議会が全学のポリシー、ガイドラインを定めて各学部・研究科に周知し、学位プログラムごとに見直し、改訂を指示している。

教育活動の実施状況と成果については、各学部・研究科の評価委員会および事務の各担当における自己点検・評価と、さらに大学評価審議会における全学的観点からの自己点検・評価を毎年実施し、その結果を学長室会議に報告するとともに、本学オフィシャルホームページでも公表している。また大学評価審議会では、全学の内部質保証システムの適切性、有効性についても点検・評価を行っている。

教育の内部質保証における本学の特色・長所としては、学長室会議を通じた内部質保証の推進、「教育の内部質保証マニュアル」の配布、学修成果データの収集・提供が挙げられる。

一方、内部質保証システムの課題は、体制はできたものの、実質化は出来ていないことである。「実質化＝自己点検・評価結果が改善に活かされること」と定義するのであれば、目にみえる改善効果はまだ提示できていないのが実情である。実質的な内部質保証体制にするために、更なる検討が必要である。